

概要版

**第3次つくばみらい市
地域福祉計画・地域福祉活動計画
(案)**

令和6年3月
つくばみらい市
つくばみらい市社会福祉協議会

計画の概要

人口減少社会となって久しい我が国にあって、本市は人口増加が続き、65歳以上の高齢者の割合（高齢化率）は、全国や茨城県の平均値よりも低く、「若い」自治体の一つですが、高齢者の数やねたきり高齢者の数はゆるやかに増えています。

これまで私たちは、日常生活上の悩みや問題を、自身や家族の力（自助）、行政や公的機関の福祉サービス等の支援（公助）、地域に関わる人や組織・団体の助け合い（互助）などによって解決してきました。しかし近年、育児と介護のタイミングが重なるダブルケアや高齢の親が引きこもり状態の子どもの世話を続ける 8050 問題など、生活課題は複合化・複雑化して



います。また、地震や台風などの自然災害が深刻化する一方で、大切な人と人とのつながりは希薄化が進んでいます。



育児・介護のダブルケア

こうしたこれまでに経験したことのない問題を解決するため、国は、住民が様々な地域の課題を「我が事」として捉え、世代や分野を超えてつながることで支え合いの基盤を再構築し、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創る「地域共生社会」の実現を目指しています。

本市はこれまで、国の「共生社会づくり」にも呼応する「地域のきずなを育み 誰もが安心して暮らせるまちづくり」を基本理念とした「第2次つくばみらい市地域福祉計画・つくばみらい市地域福祉活動計画」に基づき、様々な取組を行ってきました。



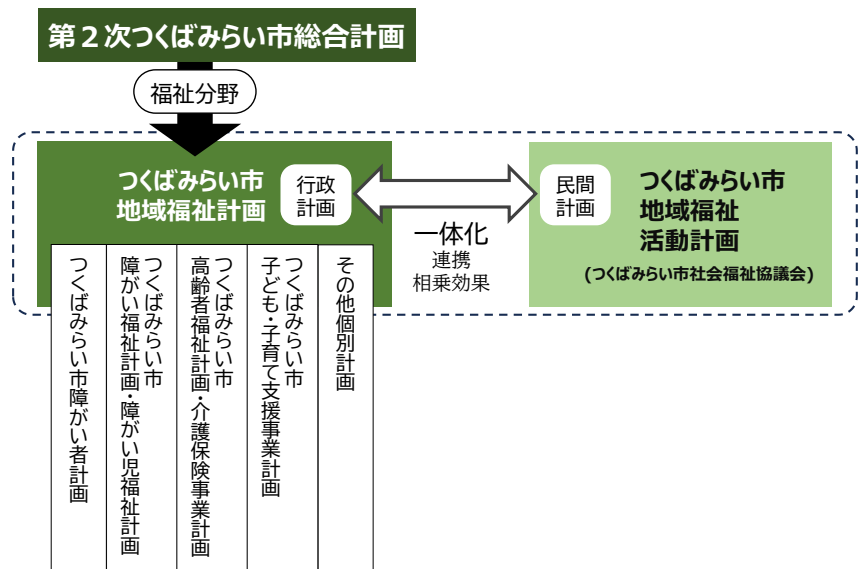
地域共生社会

本計画は、第2次計画に続く、2024年度（令和6年度）からの5年間の計画期間とし、市民の誰一人も取り残されることなく安心して暮らせる持続可能な「地域共生社会」の実現に向けて、成年後見制度利用促進計画も包含した計画として策定されるものです。

地域福祉計画と地域福祉活動計画について

社会福祉法第107条に規定された「地域福祉計画」は、市の最上位の計画である「第2次つくばみらい市総合計画」のもと、個別の福祉分野を束ねる行政計画です。一方、「地域福祉活動計画」は、社会福祉法第109条に位置づけられた市町村社会福祉協議会が中心となって策定される具体的な福祉活動を取りまとめた民間計画です。

「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」は、地域福祉を推進する際の両輪となるもので、両計画の連携を密にして本市の地域福祉をより効果的に推進するため、本計画も両計画が一体化した「つくばみらい市地域福祉計画・地域福祉活動計画」として策定します。



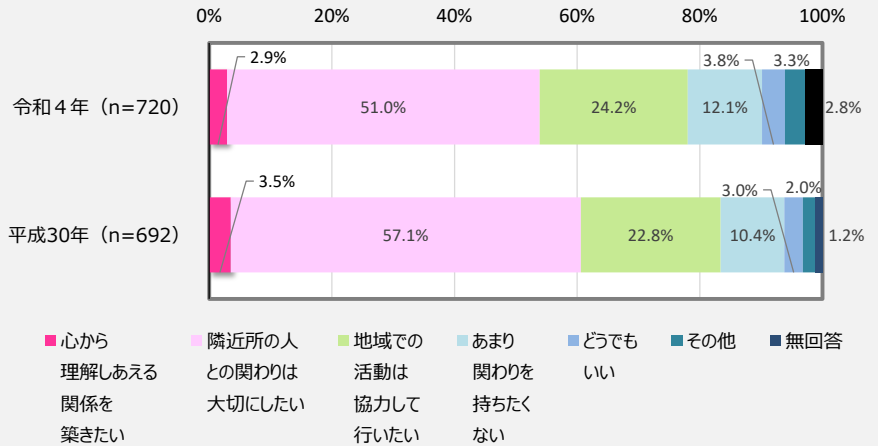
地域福祉をめぐる市民の意識

本計画の策定にあたり、2022年（令和4年）に「つくばみらい市地域福祉に関するアンケート調査」を、また2023年（令和5年度）にはワークショップ形式の地域懇談会を開催し、市民のみなさまから地域の現状や地域福祉に関するご意見をいただきました。

アンケート調査から

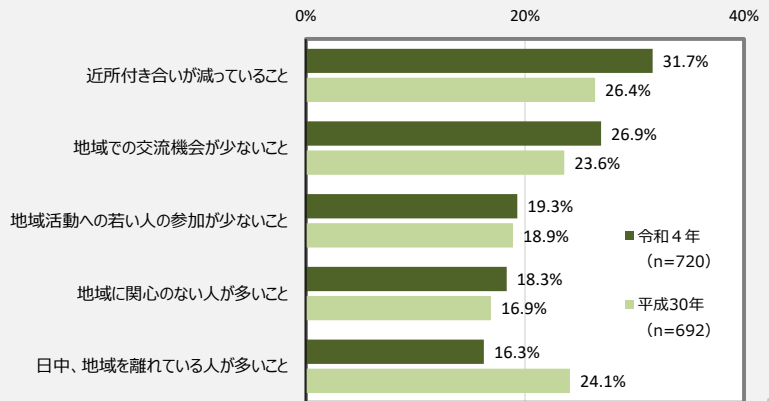
●近所の人とのかかわりを どのようにしたいか (単数回答)

「隣近所の人との関わりは大切にしたい」は5割を超えています。前回2018(平成30年)調査からは6.1ポイント減少しました。また、「あまり関わりを持ちたくない」は12.1%に留まっていますが、前回調査からはやや増加しており、隣近所との関わりの希薄化がうかがえます。



●地域での問題点・不足していると思うもの (複数回答) ※上位5項目を掲載

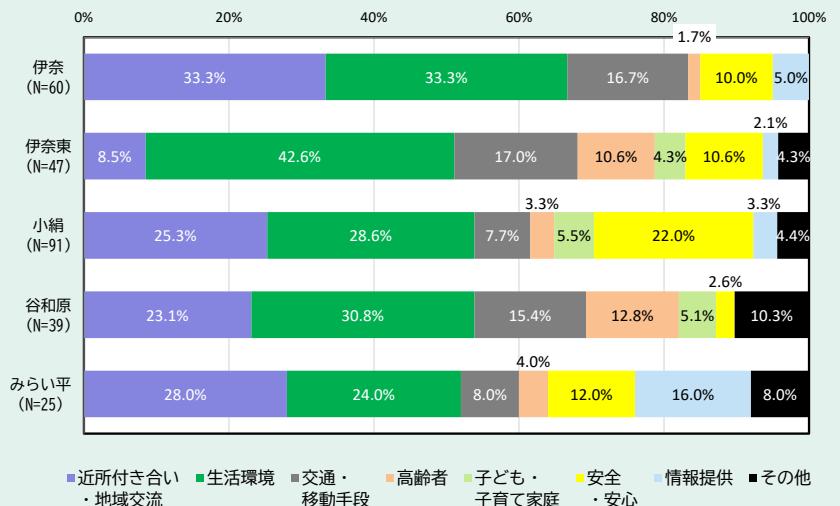
第1位の回答は「近所付き合いが減っていること」、第2位の回答は「地域での交流機会が少ないこと」で前回調査と同様ですが、その割合は、いずれも前回より5ポイント以上高くなっています。



地域懇談会から

●地域の状況や課題に関するご意見の 地区別・内容別構成比

伊奈中学校地区では「近所付き合い・地域交流」と「生活環境」に関するご意見が同率で最も高く、伊奈東中学校地区と小絹中学校地区、谷和原中学校地区では「生活環境」に関するご意見、みらい平地区では「近所付き合い・地域交流」に関するご意見がそれぞれ最も高くなっています。特に、伊奈東中学校地区の「生活環境」に関するご意見は、全体の4割以上を超えています。



●近所付き合い・地域交流

- ・地域のつながりが薄れている
- ・集まりごと、交流の機会が少なくなっている

●移動手段

- ・買物支援、免許返納者への支援が必要
- ・バス停までの移動が遠くて大変

●生活環境

- ・歩道が狭く、凸凹や段差がある
- ・空き家が増え、庭木や雑草が問題

●安全・安心

- ・子どもの登下校の見守りが課題
- ・通勤時、通り抜ける車の量・スピード

計画の基本理念と具体的な取り組み

本計画の基本理念は、社会福祉法が示す地域福祉推進の目標「地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現」に合致している第2次つくばみらい市地域福祉計画・地域福祉活動計画の基本理念を踏襲し、すべての人が安心して暮らすことのできるまちづくりを、引き続き推進していきます。

基本
理念

地域のきずなを育み

誰もが安心して暮らせるまちづくり

基本理念を具体的な形にするため、以下の3つの基本目標を柱とし、施策の方向をそれぞれ定めます。

基本目標 1 地域福祉を推進する体制づくり

～仕組みの整備～

施策の方向

1. 「地域福祉」への理解促進
2. 福祉人材の育成
3. 「地域福祉活動」の推進者への支援

基本目標 2 ふれあい・支えあう地域づくり

～活動の促進～

施策の方向

1. 地域における見守り・支えあい活動の推進
2. 住民による交流の場・包括的な支援体制の整備

基本目標 3 安心して暮らせる福祉のまちづくり

～地域の主体への公的支援～

施策の方向

1. 福祉サービスの充実と利用の推進
2. 相談体制の充実
3. 権利擁護、防犯・防災の体制強化

施策の方向1. 「地域福祉」への理解促進

今後の取り組み	市や社会福祉協議会の主な取り組み	市民や地域に期待される取り組み
【1】 学校や地域における福祉教育の充実	<p>■つくばみらい市</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小・中学校からの福祉教育を推進します。 ・あらゆる機会を活用し、福祉教育を推進します。 <p>■市社会福祉協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域、学校に出向き児童・生徒、地域住民を対象に、各種事業を通して社会福祉への理解と関心を高め、ボランティア活動の実践・社会連帯の精神を醸成します。【福祉移動教室（インスタントシニア体験含む）】 	<ul style="list-style-type: none"> ・一人ひとりが福祉への関心を高め、勉強会や研修に積極的に参加するよう心がけます。 ・高齢者や障がいのある人との交流を積極的に行い、幼少期から「共生社会」を自然に受け入れる体験を重ねます。
【2】 広報・啓発活動の充実	<p>■つくばみらい市</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広報紙やホームページ、ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）等を活用し、地域福祉推進に関わる情報や地域の取り組み状況等を、わかりやすく、親しみやすいかたちで提供します。 <p>■市社会福祉協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広報紙社協だより「Let's go つくばみらい」隔月発行と、ホームページの作成・更新において社会福祉協議会の情報・福祉の情報、ボランティア市民活動等の情報を幅広く掲載し、情報の提供を継続して行います。【広報・啓発活動（社協だより・HP）】 	<ul style="list-style-type: none"> ・日常生活において、地域の出来事に関心を持つようにします。 ・広報紙やホームページ、回覧板などに定期的に目を通します。 ・市や社会福祉協議会、各種団体などからの情報を、周囲の人や情報が行き届きにくい人にも伝え、地域の中で共有します。

施策の方向2. 福祉人材の育成

今後の取り組み	市や社会福祉協議会の主な取り組み	市民や地域に期待される取り組み
【1】 地域活動・ボランティア活動の人材やリーダーの育成	<p>■つくばみらい市</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア活動の1日体験など、市民の豊かな知識や経験、技術を地域活動に活かすための場を設けます。 <p>■市社会福祉協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉の分野に限らず、障がい者福祉や子育てなど様々な分野で様々な活動に積極的に取り組んでいる方々をゲストに話を聞き、受講者のボランティア活動のきっかけを設けます。【ボランティア入門講座】 	<ul style="list-style-type: none"> ・興味を持った地域活動やボランティア活動に積極的に参加します。 ・趣味や特技、経験などを地域活動に活かすことを考えます。 ・一人ひとりが高い意識を持ち、地域活動などの役員を引き受けます。 ・子どもに、地域活動やボランティア活動を体験することを勧めます。
【2】 地域福祉活動の担い手をボランティア団体などつなぐ仕組みづくり	<p>■つくばみらい市</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア活動を含む市民活動団体に関する相談対応を行うとともに、ボランティア市民活動センターとの連携を図ります。 <p>■市社会福祉協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域住民のボランティア活動に限らず、幅広く NPO も含めた市民活動・当事者活動などの協働、支援体制の整備に努めます。また、だれでも、いつでも、どこでも、気軽に活動できる環境、機会づくりを提供します。【ボランティア市民活動センター】 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域のボランティア団体とその活動に関心を持ち、積極的に交流します。 ・ボランティア市民活動センターを活用します。

施策の方向3. 「地域福祉活動」の推進者への支援

今後の取り組み	市や社会福祉協議会の主な取り組み	市民や地域に期待される取り組み
【1】 地域活動やボランティア活動への支援	<p>■つくばみらい市</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域のことや各種団体に関することなどについて、市民活動まちづくりセンターのフロアや市ホームページ、SNS を活用し、情報提供を行っていきます。 <p>■市社会福祉協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福祉的課題に取り組むボランティア・市民活動団体などに対する支援を行い、地域福祉活動の実現・拡充を図ります。【ボランティア・市民活動応援助成事業】 	<ul style="list-style-type: none"> ・該当者は、積極的に高年クラブや子ども会などに参加します。 ・自治会の活動が継続されるよう、役員の任期や活動内容等について話し合います。 ・関心のあるボランティア団体や社会福祉協議会の会員になることを検討します。

基本目標2

ふれあい・支えあう地域づくり

施策の方向1. 地域における見守り・支えあい活動の推進

今後の取り組み	市や社会福祉協議会の主な取り組み	市民や地域に期待される取り組み
【1】 見守り体制の充実	■つくばみらい市 <ul style="list-style-type: none"> ・地域と各種事業者による見守り、声かけ活動を支援します。 ・個人情報に配慮しつつ、地域の情報が共有できる体制づくりを推進します。 ■市社会福祉協議会 <ul style="list-style-type: none"> ・地域の住民及びボランティアが主体となり、高齢者が気軽に集まれる場所を確保するとともに、食事を通して交流を行うことにより、地域で支え合う力を高めます。【小地域会食サービス事業】 	<ul style="list-style-type: none"> ・隣近所や周囲の人にあいさつをする習慣をつけ、日常的なふれあいをもちます。 ・近隣に対して心を配り、回覧板を回す時などには声をかけあいます。 ・見守ることで、自分も見守られることにつながるという、「お互い様」の意識を持ちます。 ・近所の自治会未加入者に加入を呼びかけます。

施策の方向2. 住民による交流の場・包括的な支援体制の整備

今後の取り組み	市や社会福祉協議会の主な取り組み	市民や地域に期待される取り組み
【1】 交流の場の整備	■つくばみらい市 <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の知識や経験、技能等を活かし、子どもたちに伝統的な遊び、郷土芸能等を伝承する活動を実施します。 ・子どもが保育所や児童館等で高齢者と交流するふれあい事業を実施します。 ■市社会福祉協議会 <ul style="list-style-type: none"> ・外出の少ない高齢者の運動不足解消・介護予防のためなど、住み慣れた地域でいつまでもいきいきとした暮らしができるよう、地域住民とボランティアが協働し、生きがいづくりと地域の支える力を高める場を設けます。また、子育て中の母親や障がい児（者）などのひきこもり等の予防のため、気軽に集まれる場所の確保に努めます。【ふれあいいきいきサロン事業】 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の祭りや行事に積極的に参加し、交流を深めるとともに、若い世代に継承していきます。 ・行事への参加に際しては、隣近所の人に声かけし参加を誘います。 ・子ども会と老年クラブの活動の合同実施や、地域行事や保育所、幼稚園、学校で高齢者と子どもが交流できる機会に参加します。
【2】 包括的な支援体制の整備	■つくばみらい市 <ul style="list-style-type: none"> ・市民・関係団体などと連携し、総合的な相談・支援体制の確立を目指す地域包括ケアシステムの構築を推進します。 ・地域活動団体やボランティア団体と関係する部署同士が連携し、活動の把握と情報の共有に努めます。 ■市社会福祉協議会 <ul style="list-style-type: none"> ・日常生活において支援が必要な高齢者の方が、住み慣れた地域で在宅生活ができるよう、住民主体による身近な地域での助け合い・支えあい活動を推進し、支え上手・支えられ上手の「地域づくり」に取り組みます。【生活支援体制整備事業】 	<ul style="list-style-type: none"> ・回覧等の情報を、家庭の中で伝えあいます。 ・地域活動の役割分担を行い、みんなが何かの担当になって主体的に役割を果たせるようにします。 ・地域ごとに、自治会、民生委員・児童委員、子ども会、老年クラブなどが連携し、交流を図るとともに、他団体の活動内容を共有できる体制を作ります。

基本目標3

安心して暮らせる福祉のまちづくり

施策の方向1. 福祉サービスの充実と利用の促進

今後の取り組み	市や社会福祉協議会の主な取り組み	市民や地域に期待される取り組み
【1】 福祉サービスの充実	■つくばみらい市 <ul style="list-style-type: none"> ・子どもや子育て家庭、高齢者、障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らせる支援体制づくりを推進します。 ■市社会福祉協議会 <ul style="list-style-type: none"> ・女性の就労形態の変化に伴い、地域の育児に関する相互援助活動を実施し、安心して子どもを生み健やかに育てることができる環境づくりの実現により日常生活上の負担を軽減します。【ファミリーサポートセンター】 	<ul style="list-style-type: none"> ・日頃から福祉に関する制度やサービスに関心を持ちます。 ・福祉、保健・医療、介護の各機関の情報に常に関心を持ちます。 ・福祉サービスを利用した時に感じたことを、市や社会福祉協議会に伝えます。

<p>【2】 サービスとサービスの利用に関する情報提供の充実</p>	<p>■つくばみらい市 ・保健、医療、福祉の連携を強化し、情報の提供体制を充実します。</p> <p>■市社会福祉協議会 ・目の不自由な方に対し、朗読ボランティアが朗読テープ（CD）を作成し、市内の情報を提供するなど住みよい地域づくりを目指します。 【視覚障がい者朗読テープ貸出事業】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・広報紙やホームページなどを見る習慣、知りたいことを聞く習慣を身につけ、福祉に関する情報の取得に努めます。 ・入手した福祉サービスの情報を周囲の人に積極的に伝えます。 ・必要なサービスの利用に結びついていない人がいたら支援します。
--	--	---

施策の方向2. 相談体制の充実

今後の取り組み	市や社会福祉協議会の主な取り組み	市民や地域に期待される取り組み
<p>【1】 総合的な相談支援体制の整備</p>	<p>■つくばみらい市 ・保健・医療・福祉等に関わる各相談員や相談機関等(窓口含む)のネットワークを充実し、市民の困りごとや要望に迅速に対応できるようにします。</p> <p>■市社会福祉協議会 ・障がいのある方やその家族等からの総合的・専門的相談はもちろん、地域の相談支援体制強化に取り組みます。【基幹相談支援センター】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市や社会福祉協議会の相談窓口を知り、必要な時にはためらわず活用します。 ・プライバシーに配慮しつつ、お互い様の気持ちで状況を把握します。 ・障がいのある人や子育て家庭を見守り、いざという時には相談につながられるようにします。

施策の方向3. 権利擁護、防犯・防災の体制強化

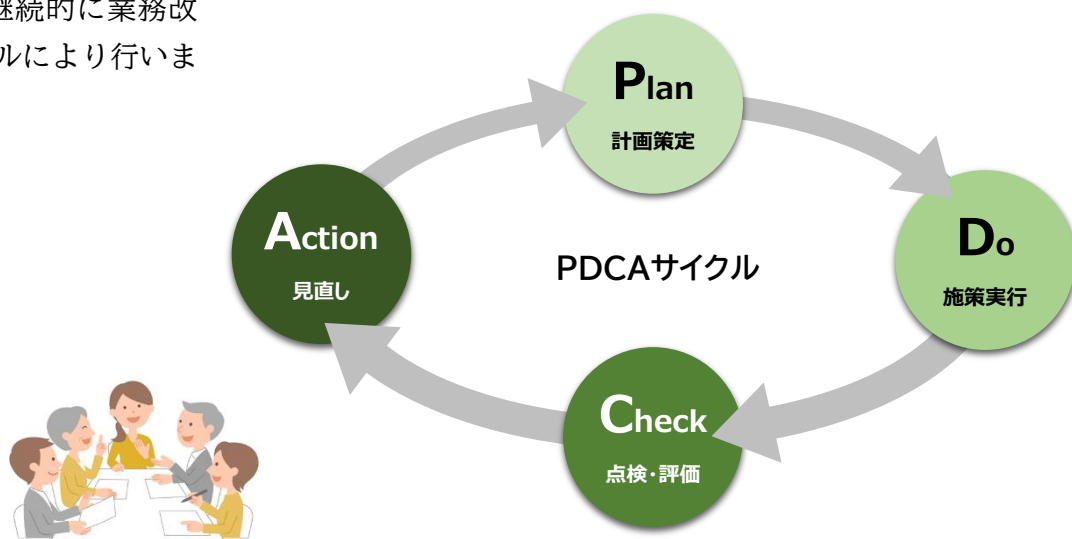
今後の取り組み	市や社会福祉協議会の主な取り組み	市民や地域に期待される取り組み
<p>【1】 権利擁護のための取り組みの推進</p> <p>つくばみらい市 成年後見制度 利用促進基本計画</p>	<p>■つくばみらい市 ・成年後見支援センターの周知を行い、早期の段階から成年後見制度の利用ができるよう、市民の理解と普及促進に努めます。</p> <p>■市社会福祉協議会 ・社会福祉法人として成年後見人等を受任し、意思決定が困難な知的障がい者や精神障がい者の地域生活等を支援します。【生活支援体制整備事業】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・成年後見制度や日常生活自立支援事業に関する理解を深めます。 ・支援やサービスが必要な人に対し、制度やサービスを活用することによって生活の質が高まることを伝えます。 
<p>【2】 虐待等の早期発見と早期の対応</p>	<p>■つくばみらい市 ・被虐待児童及びひきこもり児童等の要保護児童の早期対応及び啓発活動を組織的に実施するため、ネットワークを構築します。</p> <p>■市社会福祉協議会 ・高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づいて、虐待の防止と養護者への支援をします。【地域包括支援センター】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・虐待の疑いに気づいたら、ためらわずに市や専門機関に連絡します。 ・周囲の支援やサービスが必要な人を把握し、市や社会福祉協議会、民生委員・児童委員などの関係機関につなげます。 ・地域で見守りや声かけなどを行います。
<p>【3】 地域の防犯体制の強化</p>	<p>■つくばみらい市 ・高齢者を狙った悪質商法等の被害防止のため、警察署、関係団体・関係機関との連携を強化します。</p> <p>■市社会福祉協議会 ・安心感を持って暮らせる安全な街づくりのため、犯罪の抑止効果が期待できる、地域住民による地区内の散歩（パトロール）を組織的に推進します。また、あいさつを通して住民相互のコミュニケーションを深めます。【防犯散歩ボランティア（スクールガード）】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもや高齢者にわかりやすく、防犯を呼びかけます。 ・子どもたちの登下校時には、見守りを行うようにします。 ・近隣の高齢者や障がいのある人と常時交流を持ち、不審者の出入りに注意します。
<p>【4】 災害に備えた体制づくり</p> 	<p>■つくばみらい市 ・防災備蓄倉庫、防災備蓄品等、防災施設・設備を整備します。 ・避難行動要支援者に対し、個別避難計画の策定を推進します。</p> <p>■市社会福祉協議会 ・災害時における社会福祉協議会の対応及び災害ボランティアセンター設置・運営マニュアルの見直し作業を実施します。【災害ボランティアセンター設置訓練】 ・災害時やその他緊急時における迅速な対応につながるよう、独居高齢者台帳整備を行い、関係機関と情報を共有します。【見守り社協事業】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・災害発生時に必要な食品や必要なものを揃えて、いつでも持ち出せる準備をします。 ・家庭内で、避難場所の確認や、災害発生時の連絡のとり方等を決めておきます。 ・隣近所の、災害時にひとりで避難することができない人の把握をします。 ・「自分たちの地域は自分たちで守る」という意識を育み、地域での自主防災訓練等に積極的に参加します。 ・地域に応じた体制で、防災訓練の実施や災害時対策を検討します。

計画の推進

本計画の活動を効果的・総合的に推進するためには、市民、地域、社会福祉協議会をはじめとする福祉活動団体、行政など様々な主体が活動の担い手であるとの意識を持ち、以下のようなそれぞれの役割を果たしつつ、協働していく必要があります。

- 市民は、「地域福祉」とまちづくりの方向性を共有し、まず自らできることから具体的に行動することが期待されています。
- 地域・自治会は、自治会組織や民生委員・児童委員、ボランティア活動団体などと連携し、公的サービスでは対応が難しい地域の課題に取り組むことが期待されています。
- つくばみらい市社会福祉協議会は、市全体の福祉活動のコーディネートや行政との調整役を果たすことが期待されています。
- つくばみらい市は、市の福祉の向上を目指し、庁内をはじめ、市民や福祉関係の組織・事業者などと連携しながら、福祉施策を包括的に推進する役割があります。

そうした多くの担い手により推進される本計画の進行管理は、計画策定（P:Plan）、施策の実行（D:Do）、実行結果の点検・評価（C:Check）、評価結果を踏まえた計画の見直し（A:Action）という4つのステップを順次たどることで継続的に業務改善を図るPDCAサイクルにより行います。



つくばみらい市地域福祉計画推進委員会・社会福祉法人つくばみらい市社会福祉協議会地域福祉活動計画推進委員会による進捗状況の点検・評価

概要版

第3次つくばみらい市 地域福祉計画・地域福祉活動計画

2024年(令和6年)3月

発行 つくばみらい市／社会福祉法人 つくばみらい市社会福祉協議会

つくばみらい市 保健福祉部 社会福祉課

TEL 0297-58-2111(代表) URL <https://www.city.tsukubamirai.lg.jp/>

社会福祉法人 つくばみらい市社会福祉協議会

TEL 0297-57-0123 URL <https://www2.tm-shakyo.jp/>